

身近な場所を 広島市の誇りに



まちの美化に関する里親制度 募集

広島市では、市内中心部など人通りの多い道路を継続的に清掃していただける企業・団体を募集しています。登録して参加すれば、まちの美化に貢献できるだけでなくCSR(企業の社会的責任)の取組みにもつながります。

登録の条件

- 1 営利目的でないこと。
- 2 清掃活動等が1年以上継続できるものであること。
- 3 市内中心部の美化推進区域内や人通りの多い道路であること。
- 4 清掃活動は月2回程度、清掃距離は概ね100m程度を基準とすること。

提供できる物品

- 軍手(大人用)
- 紙袋(可燃ごみ用)
- 透明ポリ袋・大(不燃ごみ、ペットボトル、リサイクルプラ、その他プラ用)
- 白ポリ袋(ビン・カンなどの資源ごみ用)
- 持ち手付き透明ポリ袋・小(ごみ収集用)

貸与できる物品

- ほうき
- ちりとり
- 火ばさみ
- レバー式ガム取り棒(1団体につき3セットまで)
- 補充用ガム取り溶剤

申込み方法

参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、お申込みください。市において申込内容を確認のうえ、里親制度参加者の認定及び覚書の締結を行います。

サインボードの設置

希望する場合には、里親活動を実施する区域内に参加者の名称等を表示するサインボードを設置することができます。

※管理権者の承諾等の理由により、設置できないことがあります。

問合せ・申込み先

制度の詳細については、環境局業務第一課美化係にご連絡ください。申込みや清掃用具の受取りは、環境局業務第一課美化係や各区の維持管理課でも行えます。

問合せ・申込み先	TEL	FAX
環境局業務第一課美化係	(082) 504-2098	(082) 504-2229
中区維持管理課	(082) 504-2577	(082) 504-2554
東区維持管理課	(082) 568-7747	(082) 262-6986
南区維持管理課	(082) 250-8957	(082) 250-8967
西区維持管理課	(082) 532-0946	(082) 532-0958
安佐南区維持管理課	(082) 831-4957	(082) 877-7749
安佐北区維持管理課	(082) 819-3941	(082) 819-3964
安芸区維持管理課	(082) 821-4921	(082) 823-6358
佐伯区維持管理課	(082) 943-9748	(082) 943-9765

まちの美化に関する
里親制度の詳細はこちらから

広島市ホームページ

広島市ホームページ
TOPから

二次元コードから

https://www.
city.hiroshima.lg.jp



Q ページ番号

1024179

トップページの検索窓に
上記ページ番号を
入力してください

申込書は裏面にあります▶

まちの美化に関する里親制度参加申込書

広島市長様

広島市まちの美化に関する里親制度に、つぎのとおり参加を申し込みます。

団体名 及び 代表者氏名		
住所又は 所在地	〒 広島市	
担当者氏名 及び 連絡先	(氏名)	(TEL) (FAX) (E-mail)
活動参加 人数	1回あたり 約 人	
活動内容	<input type="checkbox"/> 清掃活動(空き缶や吸い殻等の散乱ごみの回収) <input type="checkbox"/> 啓発活動(チラシや啓発物品の配布) <input type="checkbox"/> 巡回活動(不法投棄などの情報の提供) <input type="checkbox"/> その他の活動()	
活動回数	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 1週間に 回 <input type="checkbox"/> 1ヶ月に 回	
美化啓発用 看板等の設置	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
活動の公表	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
ごみ 処理方法	<input type="checkbox"/> 事業ごみとして処理 <input type="checkbox"/> 家庭ごみとして排出	

注意事項

- ※参加申込みは団体に限ります。
- ※「活動希望区域図」及び「活動実施計画」を広島市ホームページ(ページ番号 1024179)よりダウンロードし、添付してください。
- ※「活動の公表」の可にチェックをした場合には、報道機関に参加者の名称、活動予定、連絡先等を資料提供することがあります。
- ※美化啓発用の看板に個人名やロゴ・マーク等は掲示できません。また、看板は場所によっては設置できない場合があります。